



許可番号第00100055145号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏 名 中部第一輸送株式会社 代表取締役 森 敏彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ

許可の年月日

平成30年1月25日

許可の有効年月日

平成35年1月24日



1. 事業の範囲

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず。
以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は
保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 積替え許可の有無 春・無

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 春・無

(胆振総合振興局)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏名 中部第一輸送 株式会社

代表取締役 森 敏彦

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
~~第14条の2第1項~~

茨城県知事 橋 本 昌



許可の年月日 平成26年10月6日

許可の有効年月日 平成31年8月16日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え保管を除く：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）以上15種類

**2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
該当なし。**

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成21年8月17日	新規許可		
平成26年10月6日	更新許可		
	以下余白		

5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地

氏 名 中部第一輸送株式会社

代表取締役 森敏彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する

群馬県知事

大澤 正明



許可の年 月 日 平成 28年 9月 1日

許可の有効期限 平成 33年 8月 31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬

(2) 産業廃棄物の種類（積替え 保管を除く）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨纖維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭がれき類（以上 14 種類）

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 18年 9月 1日 新規許可

平成 23年 9月 1日 更新許可

平成 28年 9月 1日 更新許可

4 積替え許可の有無 有 無

5 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有 無

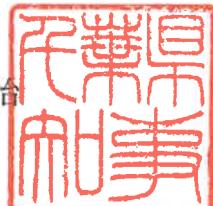
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏 名 中部第一輸送 株式会社
代表取締役 森 敏彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄治



許可の年月日 平成27年10月28日

許可の有効年月日 平成32年10月27日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、イ 紙くず、ウ 木くず、エ 繊維くず
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成17年10月28日 新規許可

平成22年12月9日 更新許可（変更届 役員変更）

平成27年10月28日 更新許可

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏名 中部第一輸送株式会社
代表取締役 森 敏彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

猪瀬 直樹



許可の年月日 平成25年 8月 4日

許可の有効年月日 平成30年 8月 3日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬(積替え保管を除く)

(2) 産業廃棄物の種類

廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む)

(以上13種類)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成20年 8月 4日 新規許可
平成25年 8月 4日 更新許可 第1回

5 積替え許可の有無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無

(以下余白)



許可番号第 01706055145 号

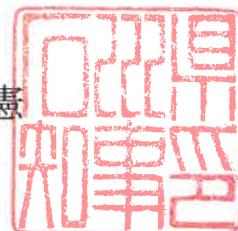
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地

氏 名 中部第一輸送株式会社
代表取締役 森 敏彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

石川県知事 谷 本 正 憲



許 可 の 年 月 日 平成 28 年 6 月 29 日

許可の有効年月日 平成 33 年 6 月 28 日

1. 事業の範囲

積替え、保管を除く。

汚泥

廃油

廃酸

廃プラスチック類*

繊維くず

ゴムくず

金属くず*

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず*

(*: 自動車等破碎物であるものを除く。)

特別管理産業廃棄物であるもの及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く

以上 8 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げること ができる高さ

な し

3. 許可の条件

な し

4. 許可の更新又は変更の状況

な し

5. 積替え許可の有無 無

市名 —

許可番号 —

6. 規則第 9 条の 2 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 無

产业廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏 名 中部第一輸送株式会社 代表取締役 森 敏彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県丹南保健所長 武 藤



許 可 の 年 月 日 平成 25 年 6 月 23 日

許可の有効年月日 平成 30 年 6 月 22 日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

産業廃棄物の種類

廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」、鉱さい、がれき類
(自動車等破碎物を除く。)
(石綿含有産業廃棄物を除く。)
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以上 13 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

な し

3. 許可の条件

な し

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成 20 年 6 月 23 日 新規許可
- (2) 平成 25 年 6 月 23 日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無



様式第七号の二（第十条の二関係）

第02201055145号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏 名 中部第一輸送 株式会社
代表取締役 森 敏彦

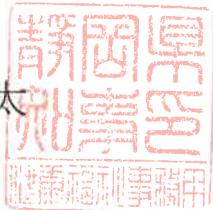
優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事

川勝

平太



許可の年月日 平成29年 7月 4日

許可の有効年月日 平成36年 7月 3日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有廃棄物を除く。）、金属くず
以上 2品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又
は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年	7月	4日	新規許可
平成17年	7月	4日	更新許可
平成22年	8月	17日	更新許可
平成29年	8月	15日	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号第 02310055145 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地

氏 名 中部第一輸送 株式会社
代表取締役 森 敏彦 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許可の年月日 平成27年12月17日

許可の有効年月日 平成34年11月29日

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、動植物性残さ、鉱さい

以上 6品目

(2) 積替え、保管を含む。

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 8品目

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地

海部郡蟹江町須成西三丁目 64番1、64番3

(2) 面積

4,037.40m² (保管面積 91.37m²)

(3) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、

許可番号第 02310055145 号

紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（4）保管上限

166m³

（5）高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成10年11月30日 新規許可

平成15年11月30日 更新許可

平成21年 1月14日 更新許可

平成27年12月17日 更新許可（優良認定）

5 積替え許可の有無

①有 ②無

市名 名古屋市 許可番号 06410055145

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

①有 ②無

許可番号 06410055145

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地

氏 名 中部第一輸送株式会社

[法人にあっては名称] 代表取締役 森 敏彦 様
〔及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する
~~第14条の2第1項~~

名古屋市長 河村たかし



許 可 の 年 月 日 平成 25年 8月 1日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 30年 7月 31日

1. 事業の範囲

(1)積替え・保管を含まず

燃え殻、廃油、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動物系固体不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

以上 12 種類

(2)積替え・保管を含む

汚泥、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ

以上 4 種類

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

(1)所 在 地 名古屋市港区空見町35番地先

種 類 汚泥、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ

保管能力 面 積 315m²

保管上限 866m³

(2)所 在 地 名古屋市港区空見町35番地先

種 類 汚泥、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ

保管能力 面 積 420m²

保管上限 1300m³

以下余白

3. 許可の条件

該当なし

(裏面に続く)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年 7月31日 新規許可
平成15年 8月 1日 更新許可
平成20年 8月15日 更新許可
平成25年 6月28日 更新許可

以下余白

5. 積替え許可の有無 ~~有・無~~

以下余白

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有 無

以下余白

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 02100055145

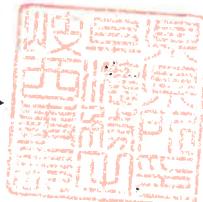
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地

氏 名 中部第一輸送株式会社
代表取締役 森 敏彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県西濃県事務所長 小林 政人



許可の年月日 平成28年11月26日

許可の有効年月日 平成33年11月25日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）
上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、鉱さい

以上 15種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成13年11月26日 産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

平成18年11月26日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

平成23年11月26日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

平成28年11月26日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

5 積替え許可の有無 有 無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

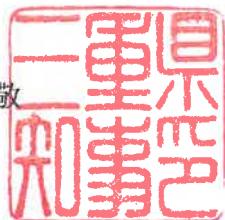
住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地

氏 名 中部第一輸送株式会社

代表取締役 森 敏彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日 平成27年 8月28日

許可の有効年月日 平成32年 8月27日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く)

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）以上11種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年 8月28日 新規許可

平成17年 8月28日 更新許可

平成22年 9月 3日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

市名 —

許可番号 —

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地

氏 名 中部第一輸送株式会社

代表取締役 森 敏彦



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 松井



許可の年月日 平成25年 7月25日

許可の有効年月日 平成32年 7月13日

1. 事業の範囲

事業の区分 : 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- | | | |
|------------|----------|----------|
| 1 廃油 | 6 木くず | 11 ガラスくず |
| 2 廃酸 | 7 繊維くず | 12 鉱さい |
| 3 廃アルカリ | 8 動植物性残渣 | 13 がれき類 |
| 4 廃プラスチック類 | 9 ゴムくず | |
| 5 紙くず | 10 金属くず | |

(石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上 13 種類

以下余白

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成20年 7月14日	当初許可
平成25年 7月25日	許可更新
平成25年 7月25日	優良認定

以下余白

4. 府内の政令市による積替え許可の有無

無

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有



許可番号 3600055145

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地

氏 名 中部第一輸送株式会社
代表取締役 森 敏彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
~~第14条の2第1項~~

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



許可の年月日 平成27年 6月26日

許可の有効年月日 平成32年 4月13日

1. 事業の範囲

(1) 積替え

なし

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類

(以上15種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年4月14日 新規許可
平成27年6月26日 更新許可

5. 積替え許可の有無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

許可番号 第07600055145号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏 名 中部第一輸送 株式会社

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 森 敏彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治



許 可 の 年 月 日

平成 28年 11月 14日

許 可 の 有 効 年 月 日

平成 33年 11月 13日

1. 事業の範囲

積替え又は保管を含まない

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、

紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、

ガラスくず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類

以上13種類（石綿含有産業廃棄物を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

な し

3. 許可の条件

な し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年11月14日 新規許可

平成18年11月14日 更新許可

平成23年11月14日 更新許可

平成28年11月14日 更新許可

5. 積替え許可の有無 記載なし

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



許可番号第 02320055145 号

産業廃棄物処分業許可証



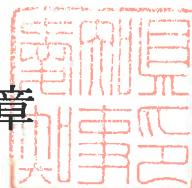
優良

住 所 海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地

氏 名 中部第一輸送 株式会社
代表取締役 森 敏彦 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを
証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許可の年月日

平成29年 5月12日

許可の有効年月日

平成35年 9月12日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分(圧縮、破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮

廃プラスチック類(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
紙くず、木くず、纖維くず

以上 4品目

イ 破碎

廃プラスチック類(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
紙くず、木くず、纖維くず、金属くず(自動車等破碎物を除く。)、ガラス
くず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの
を除く。)及び陶磁器くず(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除
く。)

以上 6品目

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

ア 設置場所

弥富市荷之上町八平裏319番1

イ 設置年月日

平成 24 年 4 月 20 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）	192t／日 (24t／時間)
紙くず	232t／日 (29t／時間)
木くず	240t／日 (30t／時間)
繊維くず	200t／日 (25t／時間)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 破碎施設

ア 設置場所

弥富市荷之上町八平裏 334 番 1

イ 設置年月日

平成 18 年 3 月 20 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）	4.568t／日 (0.571t／時間)
紙くず	3.424t／日 (0.428t／時間)
木くず	4.112t／日 (0.514t／時間)
繊維くず	2.736t／日 (0.342t／時間)
金属くず（自動車等破碎物を除く。）	10.08t／日 (1.26t／時間)
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）	10.96t／日 (1.37t／時間)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 16 年 9 月 13 日 新規許可

平成 22 年 3 月 16 日 更新許可

平成 29 年 5 月 12 日 更新許可（優良認定）

5 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無

有 · 無